

令和6年壮警町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

令和6年8月23日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和6年9月5日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）教育委員会委員の任命について
- （2）壮警町表彰条例に基づく表彰について
- （3）壮警町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- （4）北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- （5）公の施設に係る指定管理者の指定について
- （6）令和6年度壮警町一般会計補正予算（第2号）について
- （7）令和6年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- （8）令和6年度壮警町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- （9）令和6年度壮警町集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- （10）令和5年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について
- （11）出資法人の経営状況について

○応招議員（9名）

1番 山 本 勲 君
3番 長 内 伸 一 君
5番 佐 藤 忞 君
7番 菊 地 敏 法 君
9番 森 太 郎 君

2番 加 藤 正 志 君
4番 毛 利 爾 君
6番 湯 浅 祥 治 君
8番 真 鍋 盛 男 君

○不応招議員（0名）

令和6年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年9月5日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第44号ないし議案第53号及び報告第3号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） これより令和6年壮瞥町議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 佐藤 忖君 6番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間といた
したいと思います。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月12日までの8日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検
査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組
合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案10件、報告1件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和6年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。まず、室蘭地方総合開発期成会としての要望活動についてですが、7月1日、2日には札幌要望として北海道開発局、北海道など、また7月23日、24日には中央要望として国土交通省北海道局、道路局、財務省等をはじめ、道内選出国會議員に対し、令和7年度の国費等の要望を行いました。本町といたしましては、国道453号蟠溪道路の整備促進と交通安全施設等の整備、上久保内、幸内地区地滑り対策の推進、道道洞爺湖登別線の整備促進、有珠山外環状線の整備に伴う橋梁架け替えと道路整備の促進等について要望を行ったところであります。

7月24日、25日、北海道道路整備促進協会会員及び北海道防災協会委員として、東京都で開催された令和7年度北海道開発予算に関する中央要請に出席し、高速道路等を含む令和7年度の北海道の道路整備や道路予算の確保等について国土交通省やネクスコ東日本などに要望を行いました。

8月9日、北海道自然公園協会副会長として、環境省や道内選出国會議員に対し、北海道の国立公園をはじめとする自然公園について、その適正な利用の促進や生物多様性の保全、施設整備等の予算確保などの要望活動を行いました。

また、壮瞥町の単独要望として、道道洞爺湖登別線のサンパレス工区における拡幅改良、歩道設置の早期完成並びに町道上立香第2線の道道昇格区間である道道滝之町伊達線の橋梁架け替えや線形、拡幅改良、道道洞爺湖公園洞爺線の仲洞爺から東湖畔地区における異常気象時通行規制の解消、道路幅員の確保等、有珠山外環状線の整備促進について8月14日には胆振総合振興局に要望を行うとともに、8月27日には戸田道議會議員のご同行をいただき、北海道建設部に対し、要望活動を行ったところであります。

行政報告を行います。初めに、火山防災の日に係る啓発事業についてご報告申し上げます。令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、令和6年から8月26日を火山防災の日に制定されました。本町としても、これに併せ、昭和新山の最初の噴火から80年を迎えた6月23日に昭和新山登山学習会、北海道大学名誉教授で町防災学識アドバイザーの岡田弘先生と三松正夫記念館三松三朗館長によるフォーラムを実施いたしました。また、前回の有珠山噴火から24年が経過したことや近年の大雨、土砂災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、今年度は4回にわたり防災教育、防災訓練を実施することとし、8月21日には主に若手職員を対象に町で保管する防災備蓄品、非常用発

電機等の防災資機材の操作方法の習得訓練と岡田先生、三松館長による防災講話を実施いたしました。今後は、9月18日に地域防災計画の習得、10月16日に過去の噴火時の町の対応などの防災講話、10月22日には本庁舎からそうべつ情報館への役場機能の機能移転訓練を予定しております。

次に、令和6年度胆振地方消防訓練大会についてご報告申し上げます。本大会は、北海道消防協会胆振地方支部（支部長、中山雄三氏）主催で3年に1度開催されるもので、今年度は6月26日に管内12消防団参加の下、安平町にて開催されました。当訓練大会は、消防団員が迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本についての技術を競う大会となっており、壮瞥消防団も小型ポンプ操法の部、ポンプ操法の部に各1チームが出場し、日頃の厳しい訓練の成果を遺憾なく発揮され、小型ポンプ操法の部で優勝、ポンプ操法の部で優良賞を受賞する優秀な成績を収められました。各団員の皆様のより一層のご活躍を期待しております。

次に、ふるさと逸品協定の締結についてご報告申し上げます。7月30日に壮瞥町地域交流センター山美湖において、大阪府泉佐野市とふるさと逸品協定を締結しました。当日は、泉佐野市長と市職員3名が締結式に出席し、終了後には道の駅そうべつ情報館、リンゴ果樹園及び昭和新山エリアへの視察や情報交換を行いました。ふるさと逸品協定では、当町のリンゴ、米、泉佐野市の水なす、泉州タオルを町の逸品と位置づけ、互恵の立場で逸品に関する交流を積極的に推進することとし、今後はお互いの魅力をPRしていくことやイベントでの相互交流を行いながら、本町にとって有益な事業展開ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、りんごまつりについてご報告申し上げます。昨年のりんごまつりは、町の知名度向上や新たな来訪者の獲得を図るため、10月20日から1か月間、アニメゲームキャラクターとコラボしたスタンプラリー形式により開催され、新たな形態での初開催となりました。昨年は、来訪された方が町内の果樹園や道の駅等を巡り、様々な品種のリンゴをご購入いただくとともに、商品として町内の農産物や特産品をはじめ、リゾートホテルの宿泊券等を提供することで町の知名度やブランドイメージの向上につながりました。また、アニメゲームキャラクターとのコラボにより、道内外を問わず、遠方から数多くの方が来訪されました。来訪された方や参加店から一定の評価をいただいたことから、今年もアニメゲームキャラクターとコラボしたスタンプラリー形式を維持しつつ、実行委員会では関係団体や参加店のご意見等を踏まえ、参加店に観光スポットである有料入館施設を新たに加えるなど、町内周遊のきっかけとなるよう改善を図り、10月13日から11月17日までの約1か月間開催することとしております。引き続き、りんごまつりが発展を遂げながら持続的に開催できるよう継続的に支援してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が５類となった昨年度は、４年ぶりに本事業を再開したところであります。本年度は、対象者を中学１年生及び２年生とし、７月３０日からの８日間での事業実施としました。今回の派遣団は中学生２６名、高校生２名、引率者５名の総勢３３名でケミヤルヴィ市でのホームステイなどを体験し、大きなトラブルがなく無事帰町することができました。先月２０日に参加した中学生代表より、フィンランドの食文化や生活様式の違いなどを学習し、また友好都市であるケミヤルヴィ市での貴重な体験は今後に生かしていきたいと思えますと報告を受け、改めて事業実施の意義を感じたところであります。来年度は、平成２９年度以来８年ぶりにケミヤルヴィ市より壮瞥町に派遣する計画があるということをお聞きしていますので、実現した際には心から歓迎したいと考えています。今後につきましては、本事業は隔年での実施となりますが、引き続きフィンランド国ケミヤルヴィ市との友好都市関係を保ち、よりよい交流を継続していきたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域活性化起業人についてご報告を申し上げます。そうべつアウトドアネットワークは、令和６年４月に一般社団法人を設立し、これまで培ってきたアウトドアスポーツやアクティビティを商品化していくために地域活性化起業人として東京都の会社役員、都我剛之さんが７月１日付で着任しました。総務省の制度である地域活性化起業人制度は、３大都市圏、東京、名古屋、大阪にある民間企業が地方自治体の要望に応じて社員を一定期間派遣し、地方自治体独自の魅力や価値の向上と地域活性化につながる業務を担当する制度で、最大３年間継続が可能で、その経費は特別交付税で措置されます。都我さんは大阪府出身で、中小企業診断士の資格を有しており、以前より法人化に向けたワークショップ等でアドバイスをいただいたり、壮瞥町の地域資源を生かしたコンテンツの創出などで力を貸していただいております。今後は、そうべつアウトドアネットワークで事務局業務を担っていただき、アウトドア商品の開発や商品プロモーションなど幅広く活躍していただきたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、そうべつ温泉病院及び地域医療に関する地域説明会の開催についてご報告申し上げます。そうべつ温泉病院が本年１１月１日に伊達市内に移転されるということで、令和６年７月１１日に壮瞥町農村環境改善センターで地域医療に関する地域説明会を開催しました。説明会には１５名の町民の方が参加したほか、そうべつ温泉病院から合地研吾院長先生をはじめ５名の職員の方が説明に参加してくださいました。説明会では、そうべつ温泉病院からは病院移転の経緯等、壮瞥町からは今後の地域医療を確保するため、久保内診療所を開設する旨の説明をさせていただきました。町民の方からは、病院がなくなるのは残念、四十数年地域を守ってくれて感謝するといった移転を惜しんだり、今までの地域貢献への感謝の声が寄せられました。そうべつ温泉病院は、昭和５７年１２月に開設され、地域医療はもとより、雇用、定住人口維持、

地域経済などに大きく貢献をいただけてきました。地域医療では、外来診療、訪問診療、看護、リハビリサービス等を提供いただいているほか、特定健診や予防接種、学校医として児童生徒の内科健診を実施されるなど、地域貢献活動も行ってきたいただきました。そうべつ温泉病院からは、今回病院は伊達市内に移転しますが、壮瞥町民の医療は必ず守りますというお言葉や学校医やインフルエンザ等のワクチン接種も可能な限り引き受けますとのお話をいただいております。壮瞥町としては、そうべつ温泉病院が伊達市内に移転した後も相互協力しながら、これからの地域医療の確保に努めたいと考えております。

以上、令和6年第2回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 議長より発言の許可がありましたので、発言通告に従いまして私の町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、壮瞥町のいじめと不登校の現状と取組について。

質問要旨、我が国において平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、壮瞥町においても平成28年3月、壮瞥町いじめ防止基本方針が策定され、今日に至っております。令和4年度北海道公立学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校、中途退学などの調査によると、小中高校、特別支援学校のいじめ認知件数が前年2万2,083件から3万3,445件の1万1,362件増え、不登校も前年1万464人から1万2,176人の1,712人増え、重大事態の発生件数も前年14件から34件へ増加しております。いじめ問題は、学校における最重要課題の一つであり、日本の未来を担う子供たちの健全な成長のためにも行政として絶えず状況の改善に向けた取組を継続していかなければいけない大きなテーマです。2021年、令和3年2月に旭川で集団によるいじめで女子中学生が凍死するという痛ましい事件がありましたが、二度とこのような痛ましい事件が起きないように、いじめ防止の取組をしなければなりません。また、いじめ問題と関係が深い問題が実は不登校の問題です。

そこで、当町における過去5年のいじめ認知件数、重大事態の発生件数、重大事態が発生した場合の対応方法、不登校の件数やいじめとの関連性、またいじめ防止の取組と今後の課題について伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

いじめは、どの子供にもどの学校にも起こり得るものという認識の下、教育委員会と学校が連携を密にし、小さなサインも見逃さないよう細心の注意を払いながら未然防止に努めております。また、いじめ問題の対応に当たっては、特定の教員が抱え込むことなく、複数人で組織的に解決に向けて取り組むことが重要であると認識しております。

1 点目のいじめの認知件数であります。北海道教育委員会によるいじめの調査で当町における過去5年のいじめ認知件数は、令和元年度は小学校で40件、中学校で5件、高校はゼロ件、令和2年度は小学校で20件、中学校で4件、高校はゼロ件、令和3年度は小学校で2件、中学校で2件、高校で3件、令和4年度は小学校で27件、中学校でゼロ件、高校はゼロ件、令和5年度は小学校が33件、中学校が2件、高校が2件となっております。

2 点目の重大事態の発生件数及び重大事態が発生した場合の対応方法になりますが、重大事態については現在のところ発生しておりません。重大事態が発生した場合の対応方法ですが、壮瞥町では平成28年3月に壮瞥町いじめ防止基本方針を策定しておりますが、令和5年3月に北海道いじめ防止基本方針が改定されたのを踏まえて本町の基本方針を改定し、重大事態が発生した場合の対応についても明記しており、重大事態が発生した場合はその調査、報告など、町内各学校と連携し、対応に当たることとしております。

次に、不登校の件数やいじめとの関連性ですが、件数に関しましては小中高校が1校ずつである本町では具体的な件数につきましては控えさせていただきたいと思っております。しかしながら、不登校の児童生徒はおり、その事由につきましては多様で複雑な状況であります。いじめとの関連性は現在のところ確認されていないと認識しております。

最後に、いじめ防止の取組と今後の課題についてであります。先ほど述べさせていただきました北海道教育委員会によるいじめの調査では特に小学校の認知件数が多くなってきておりますが、これは小さなサインを見逃さず、細心の注意を払いながら未然防止に努めた結果であり、今後も継続していきたいと考えております。また、町内各学校におきましても、壮瞥町いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止のための取組を進めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。いじめにおいて、いじめの発見がなされず、本当の実態はいじめが多くても認知がなされていないという問題を度々聞いております。これを見える化するために、例えば毎日新聞は23年6月にいじめの認知件数を児童生徒1,000人当たりで調べた結果を報道しております。21年度に最も1,000人当たりの認知件数が多かったのは大津市で181件、最も少なかった自

治体は関東のある自治体で6件でした。このように見ることでいじめを発見する取組が十分にできているのかを判断するようになるわけです。

そこで、伺いたいします。本町の過去5年の児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、小中高とそれぞれ平均で1年にならずと幾つだったでしょうか。よろしく伺いたいします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめの認知件数につきましては先ほどご答弁したとおりでございますが、1,000人当たりの件数ということでございます。まず、令和元年度につきましては壮瞥小学校で396件、壮瞥中学校で78件、壮瞥高校ではゼロ件、令和2年度につきましては壮瞥小学校で210件、壮瞥中学校で60件、高校はゼロ件、令和3年度は壮瞥小学校で22件、壮瞥中学校で32件、高校は42件、令和4年度は壮瞥小学校が300件、中学校がゼロ件、高校がゼロ件、令和5年度につきましては壮瞥小学校で362件、中学校で44件、高校で40件というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 今ご答弁いただきましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、大津市で1,000人当たり、認知件数181件という、それが全国的に毎日新聞での調査の結果では多かったですけれども、見ますと随分多いという実態があるのではないかなと思います。ぜひ1,000人当たりに換算した数値、これを全国のデータと比較しながら、今後の認知件数、問題解決等に役立てていただきたいと思います。先ほども答弁の中でございましたけれども、認知件数が増えているからといって問題だということだけではなくて、調べた結果が、今まで意識をしなかったからということで、だんだん意識がそういう小さなことでも認知するという、そういう結果の現れとも思われますけれども、ただ数的に多くなっているのは事実ですので、ぜひその辺のご検討も今後していただきたいと思います。

それと、8月30日に文科省でいじめ重大事態の調査に関する指針を改定しました。共同通信では、学校などの対応を明確化、調査委員会メンバー選定での中立性確保の考え方や初動の在り方などを整理などと報じられています。また、今回の改定指針では標準的な記載内容が例示され、対応が具体化されているとの報道もありますが、本町の指針ではそうした記載は見られません。当町では、現在最新の文科省の指針と本町の方針を見比べて、現在の本町の方針の不十分な点をどのように分析しているでしょうか。また、文科省の改定を受けて本町として基本方針の改定を行うべきではないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

まず、8月30日に改定されたいじめ重大事態の調査に関するガイドラインにつきまして、本町のいじめ防止基本方針と見比べて分析ということでございますが、8月30日にこのガイドラインが改定されたばかりですので、中身見ましたけれども、例えば改正の概要の1番として重大事態の発生を防ぐための未然防止、平時からの備えですとか、学校とのいじめに対する基本的な姿勢、こうしたものにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたが、令和5年の北海道のいじめ防止基本方針の改定に基づきまして令和6年4月に本町のいじめ防止基本方針も改定しております。おおむねこれら今回ガイドラインが改正された内容につきましては記載されているものということで認識しておりますが、記載されていないものにつきましては、今後道の方針の改定ですとか、そういったことを踏まえまして本町の基本方針も随時実態に合ったものとして改定などをしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。確かに文科省から出たのが8月30日ということで、出たばかりということで、まだ通知とかがなかなかあれだと思うのですけれども、当町も文科省の最新の指針にのっとった内容でぜひ改定の見直しをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

そこで、いじめと不登校の関係性は現在のところ確認されていないというご答弁がございましたけれども、どのようにして関係性のところを調べられたのでしょうか。これを聞きますのも、全国的な傾向としていじめと不登校の関係は、学校側に聞くと不登校の当事者に聞くのとでは全く違った結果が出てくると言われているからです。23年に文科省発表の学校側の調査では、不登校の理由がいじめであるといったのは0.3%だったということで、もう一つの同省の20年度の不登校の経験をした児童生徒、これは保護者の調査なのですけれども、それですと嫌がらせやいじめが原因の不登校は小学校で25.2%、中学校で25.5%という結果が出ております。

熊本市教委では、21年度から各校に不登校になった児童生徒の保護者にいじめがなかったかの聞き取りを徹底することで見逃しをなくすよう求めているそうですが、本町ではそうした取組を行っていなかったら、ぜひ行うのはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめと不登校の関連性ということでございますが、確かにいじめの調査におきましては、不登校の調査もありますけれども、そういった不登校の調査におきましてはいじめが原因というふうにはなっていないのが現状でございます。これは、学校聞き取りのものでございます。しかしながら、いじめも各学校におきましては各児童生徒に寄り添って、例えば教員が個人面談ですとか、あるいは個人ノート、それから生活

ノート、そういったものを随時確認しながら、児童生徒と寄り添いながら確認をしているところでございます。そういったことから、いじめと不登校の関係については今のところ認識していないという先ほどの答弁でございましたが、議員おっしゃるとおり、機会がありましたらそのような保護者ですとか児童生徒への聞き取りなんかも、もしかしたら、ちょっと押さえていないのですが、学校でもやっているかもしれませんが、その辺学校と連携をしながら取り組んでいくべきものは取り組んでいければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁ありがとうございます。

確かにいじめと不登校が全部がそうとは限らないという場合もございますけれども、ただ先ほど申し上げましたように、学校側の調査と保護者に聞いた調査の中では相当乖離があるという、いじめが原因だという結果も出ておりますので、ぜひいじめと不登校は関連性があるということを認識されて、今後の取組に生かしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それで、再質問なのですが、平成25年、いじめ防止推進法が制定されました。壮瞥町では平成28年3月に壮瞥町いじめ防止基本方針が策定され、平成30年3月30日に改定されて現在に至っております。しかし、文科省の調査では、いじめも重大事態の発生件数も年々増加しております。いじめが原因で命を絶った子供もいます。保護者にとっても、限りない愛情を注いで育ててきた我が子がある日突然自らの命を絶ったとしたら、その悲しみは想像もつきません。そうしたことが起こらないように、町全体として未来ある子供たちを守る壮瞥町いじめ防止対策推進条例を制定するのはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

いじめの件数、認知件数、小学校においてはかなり多くなってきているところでございますが、これは先ほどご答弁もいたしました、いじめ見逃しゼロを目指し、小さなサインも見逃さない取組を実施しているという結果でございます。したがって、いじめの認知件数は多いのですが、これは後に追跡調査を行って解消している、あるいはいじめの行為はやんでおり、その状態、いじめの行為が相当の期間継続していないというふうな各学校での調査となっています。ですので、教育委員会といたしましてはいじめは解消しているものというふうな認識でおりますが、ただいじめは、先ほども申しましたが、どの生徒、どの学校でも起こり得るものという認識の下、議員ご指摘にありましたいじめ防止条例、そういったことも必要があれば今後検討していきたいなというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ぜひ町として一步踏み込んだ壮瞥町いじめ防止対策推進条例の制定を今後ともご検討のほうをよろしくお願いいたします。

先ほどもご答弁の中にありましたけれども、件数的に結構多い、ちょっと多かったなとびっくりしているわけですが、やはりいじめは悪だという、そういう認識をぜひ子供たち、町としていじめは絶対起こさないという、痛ましい事故が起きないように取り組むということをぜひ検討していただきたいと思っております。

それで、壮瞥町のいじめと不登校の現状と取組について質問させていただきましたが、いじめは子供の心に一生消えないような傷を負わせることもあり、決して許されることではありません。子供たちに何が善で何が悪かのしっかりとした善悪の判断基準を伝えていくことが大切だと思っております。道徳教育が必要であると思います。他の人を思いやる愛の心、間違ったことをしたら素直に認め、悔い改める反省の心、善悪を判断する知恵、町や国の発展のために勤勉な努力をする子供たちであったら、いじめは自然となくなっていくでしょう。また、小中学校、高校の学習指導要領には総則に、道徳教育を進めるに当たっては人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中で生かしと定められていますが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念があるからこそ、善とは何かを知って、善悪の向こうに正義を見ることができるようになります。そして、こうした人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を古来より教えてきたのが宗教です。宗教教育のうち、公立学校の宗派教育は法で禁じられていますが、宗教的情操教育は必ずしも禁止されているわけではありません。いじめはなぜいけないのかを根本から教えることができるのが宗教的情操教育であり、この宗教的情操教育の重要性に目を向けることも必要ではないでしょうか。

壮瞥町でいじめのない安心教育を受けた子供たちが日本や世界で活躍する人材となっていくことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第44号ないし議案第53号及び報告第3号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第44号ないし第53号及び報告第3号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和6年第3回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第44号から議案第53号までの10件、報告第3号の1件、合計11件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明いたします。

議案第44号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

教育委員会委員の任命についてであります。現委員の成澤敏勇氏は平成24年10月4日付で教育委員に就任して以来現在まで3期12年にわたり教育の振興にご尽力いただいておりますが、このたび令和6年10月3日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

成澤氏には教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいております。当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（厂原 収君） 議案第45号以降につきまして、その内容についてご説明いたします。

2ページになります。議案第45号 壮警町表彰条例に基づく表彰について。

壮警町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第4条の規定により議会の同意を求める。

被表彰者につきましては、別紙になりますが、8月6日に開催されました壮警町表彰審議会から答申を受けております貢献表彰、自治に関するものとして清水俊一氏、堀口英男氏、松本敏春氏、成澤敏勇氏、岩倉賢一氏、加藤貴好氏の合わせて6名の方であります。

また、議決事項ではありませんが、永年在住功労者の感謝状につきましては32名が、栄誉をたたえてにつきましては2名の方々が該当になりますことを参考までお知らせいたしますとともに、その方々の一覧を別に配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、4ページになります。議案第46号 壮警町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により改正国民健康保険法が公布され、令和6年12月2日から国民健康保険証のマイナンバーカード一体化により保険証が廃止されること等に伴い、壮警町国民健康保険条例の第11条、罰則規定から保険証の返還の求めに応じない場合を削る改正を行うものであります。

附則第1項ではこの条例は令和6年12月2日から施行することとし、第2項では経過措置について規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、6 ページになります。議案第 47 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

本件につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の内容についてですが、現行規約第 4 条で広域連合が処理する事務、別表第 1 で関係市町村が行う事務を規定しておりますが、法改正により保険証が廃止されることに伴い、別表第 1 を削除するとともに、所要の整理を行うものであります。

附則では、この規約は、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次、8 ページになります。議案第 48 号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地ですが、名称は久保内診療所、所在地は壮瞥町字南久保内 146 番地 12 であります。

2 の指定管理者につきましては、住所は壮瞥町字南久保内 146 番地 12、名称は医療法人交雄会、代表者名は理事長、三井慎也であります。

3 の指定の期間につきましては、令和 6 年 12 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとしております。

本件につきましては、8 月 9 日に開催された指定管理者選定審議会において審査が行われた結果、医療法人交雄会を選定した旨の報告があり、この審査結果を踏まえ、医療法人交雄会を当該施設の指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、9 ページになります。議案第 49 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）について。

令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 56 億 5,799 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 1 億 606 万 3,000 円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 6,406 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。17 ページになります。総務費、財政費、財政調整基金費で 6,843 万円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、令和 5 年度繰越金の全額を積み立てるものであります。

企画費、企画費で 360 万円の追加となります。定住促進・まちづくり推進事業の持家住宅取得奨励金、商工会商品券で 100 万円の追加となります。本件につきましては、新築で町内業者施工の場合商工会商品券を交付するもので、現時点で 1 件、100 万円を支出しておりますが、今後 2 件の利用が予定されており、既決の予算に不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。持家住宅主手奨励交付金で 200 万円の追加となります。本件につきましては、現時点で新築 1 件、中古 1 件の合計 2 件、200 万円を支出しておりますが、今後新築 3 件、中古 1 件の利用が予定されており、既決の予算に不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。空き家改修、整理補助金で 60 万円の追加となります。本件につきましては、現時点で 2 件、34 万 3,000 円を支出しておりますが、今後 2 件の利用が見込まれており、既決の予算に不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 200 万 8,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い、整理するものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費で 40 万円の追加となります。未熟児養育医療費助成事業の未熟児養育医療扶助費になりますが、今年 7 月に未熟児が出生したため、養育医療に係る医療扶助費を追加するものであります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 810 万円の追加となります。一般農政事業の農業振興施設等整備事業補助金になりますが、道単独事業の地域づくり総合交付金を活用して、果樹生産者で組織する団体が農作業の共同化を図る上で必要な防除機の導入に要する経費に対して補助するものであります。

農地費で 400 万円の追加となります。農地一般事業の小規模土地改良事業補助金になりますが、地域づくり総合交付金を活用して、米生産者等で組織する団体が老朽化の著しい農業用水取水施設の長寿命化を図る上で必要な当該施設の改修に要する経費に対して補助するものであります。

商工費、商工費、観光費で 69 万 2,000 円の減額となります。洞爺湖園地等管理事業になりますが、国庫補助金の交付決定額が要望額を下回ったため、洞爺湖生物多様性保全協議会への壮瞥町特定外来生物防除等対策事業交付金について減額するものであります。

土木費、水道費、水道費で 1,100 万円の追加となります。簡易水道事業会計補助金

になりますが、壮瞥町簡易水道事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

下水道費、下水道費で 14 万 1,000 円の減額となります。集落排水事業会計補助金になりますが、農業集落排水事業補助金で 11 万 9,000 円、特定地域生活排水処理事業補助金で 2 万 2,000 円をそれぞれ減額するもので、壮瞥町集落排水事業会計の補正に伴い、整理するものであります。

諸支出金、諸費、国、道支出金返納金で 935 万 8,000 円の追加となります。住民福祉課所管分の国、道支出金について、令和 5 年度の事業完了に伴い、実績により不用額が生じたため、返還するものであります。

16 ページになります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 4,081 万 7,000 円の追加となります。今年度の普通交付税の交付額は 17 億 326 万 8,000 円に決定されているところであります。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費負担金で 20 万円の追加となります。未熟児養育医療費負担金になりますが、7 月に出生した未熟児の養育医療扶助費に係る国庫負担金を計上するものであります。

国庫補助金、商工費補助金で 69 万 2,000 円の減額となります。特定外来生物防除等対策事業交付金になりますが、国の交付決定額が要望額を下回ったため、減額するものであります。

道支出金、道負担金、衛生費負担金で 10 万円の追加となります。未熟児養育医療費負担金になりますが、7 月に出生した未熟児の養育医療扶助費に係る道負担金を計上するものであります。

道補助金、農林水産業費補助金で 1,210 万円の追加となります。地域づくり総合交付金を計上するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 5,343 万円の追加となります。令和 5 年度の繰越金となります。

諸収入、雑入、雑入で 5 万 6,000 円の追加となります。未熟児養育医療の自己負担分を計上するものであります。

町債、町債、臨時財政対策債で 5 万 2,000 円の追加となります。令和 6 年度の臨時財政対策債発行可能額が 405 万 2,000 円に決定されたことによる整理となります。

なお、議案 10 ページ、11 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

12 ページになります。第 2 表、債務負担行為補正では、追加で久保内診療所業務委託料、期間は令和 6 年度から令和 11 年度、限度額は 1,834 万 4,000 円であります。

13 ページになります。第 3 表、地方債補正では、変更で臨時財政対策債、限度額 400 万円を 405 万 2,000 円に変更するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩いたします。再開は 11 時 10 分いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 50 号から。

副町長。

○副町長（厂原 収君） それでは、引き続き説明させていただきます。

19 ページになります。議案第 50 号 令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 9,000 万円に歳入歳出それぞれ 3,973 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,973 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。23 ページの下段になります。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業費になりますが、会計年度任用職員報酬で 3 万 5,000 円の減額、費用弁償で 3 万 5,000 円の追加となります。会計年度任用職員の費用弁償に不足が見込まれるため、整理するものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 3,973 万 1,000 円の追加となります。社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫、道費負担金等返還金になりますが、令和 5 年度事業費の確定に伴い、計上するものであります。

上段の歳入では、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金で 200 万 8,000 円の追加となります。事務費繰入金になりますが、国等への返還金に不足が生じるため、追加するものであります。

基金繰入金、基金繰入金で 125 万 9,000 円の追加となります。基金繰入金になりますが、国等への返還金に不足が生じるため、追加するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 3,646 万 4,000 円の追加となります。令和 5 年度の繰越金となります。

なお、24 ページ、25 ページの給与費明細書につきましては後ほどご照覧ください。

また、20 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

次に、26 ページになります。議案第 51 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について。

第 1 条、令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、予算第3条中、委託料 677 万 4,000 円を委託料 1,487 万 4,000 円に改め、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入につきましては、第1款簡易水道事業収益では第2項営業外収益で 1,100 万円を追加し、総額を 1 億 8,606 万 9,000 円とし、支出につきましては第1款簡易水道事業費用では第1項営業費用で 1,100 万円を追加し、総額を 1 億 8,606 万 9,000 円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,286 万 6,000 円は、引継ぎ金 58 万 9,000 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 139 万 5,000 円、当年度損益勘定留保資金 6,088 万 2,000 円で補填するものとするに改めるものであります。

第4条、特例的収入及び支出につきましては、予算第4条の2中、未収金及び未払い金の金額につきまして 4,185 万 1,000 円及び 3,795 万 8,000 円を 4,220 万 5,000 円及び 3,787 万 3,000 円に改めるものであります。

第5条、他会計からの補助金につきましては、予算第9条中、5,623 万 9,000 円を 6,723 万 9,000 円に改めるものであります。

27 ページの実施計画、28 ページの予定キャッシュフロー計算書、29 ページ、30 ページの開始貸借対照表、31 ページ、32 ページの予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

33 ページ下段になります。補正予算（第1号）明細書、収益的支出では、簡易水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費で 90 万円、配水及び給水費で 200 万円をそれぞれ追加するものであります。いずれも修繕料になりますが、今年度はこれまで配水池のボールタップや水位計の故障、流入管の腐食、また久保内地区における水道管の漏水が相次いで発生し、緊急的な機器等の更新や修繕を行ったことにより、既決の予算では今後の故障、破損による緊急対応等に不足が見込まれるため、必要な経費を計上するものであります。総係費で 810 万円の追加となります。水道料金システムプログラム改修委託料になりますが、西いぶり広域連合において令和7年4月から新たな上下水道システムを稼働させることに伴い、本町独自のシステム改修や新たな検針用端末の導入及びその設定のためのプログラム改修等を行う必要があることから、必要な経費を計上するものであります。

上段の収益的収入では、簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金で 1,100 万円の追加となります。収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

次に、34 ページになります。議案第 52 号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第1号）について。

第1条、令和6年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出につきましては、予算第3条の予定額を次のとおり補

正するものであります。収入につきましては第 1 款集落排水事業収益では第 2 項営業外収益で 29 万 4,000 円を減額し、総額を 2 億 499 万 4,000 円とし、支出につきましては第 1 款集落排水事業費用では第 1 項営業費用で 29 万 4,000 円を減額し、総額を 2 億 499 万 4,000 円とするものであります。

第 3 条、資本的収入及び支出につきましては、予算第 4 条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,557 万 2,000 円は、引継ぎ金 56 万 7,000 円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 701 万 8,000 円、当年度損益勘定留保資金 3,798 万 7,000 円で補填するものとするに改めるものであります。

第 4 条、特例的収入及び支出につきましては、予算第 4 条の 2 中、未収金及び未払い金の金額について 3,007 万 1,000 円及び 5,684 万 1,000 円を 463 万 3,000 円及び 876 万 4,000 円に改めるものであります。

第 5 条、他会計からの補助金につきましては、予算第 10 条中、1 億 797 万 7,000 円を 1 億 783 万 6,000 円に改めるものであります。

35 ページの実施計画、36 ページの予定キャッシュフロー計算書、37 ページ、38 ページの開始貸借対照表、39 ページ、40 ページの予定貸借対照表につきましては説明を省略させていただきます。

41 ページの下段になります。補正予算（第 1 号）明細書、収益的支出では、集落排水事業費用、営業費用、減価償却費で 29 万 4,000 円の減額となります。令和 5 年度における固定資産の整理により、集落排水分で 24 万 9,000 円、浄化槽分で 4 万 5,000 円をそれぞれ減額するものであります。

上段の収益的収入では、集落排水事業収益、営業外収益で 29 万 4,000 円の減額となります。他会計補助金では、農業集落排水事業補助金で 11 万 9,000 円、特定地域生活排水処理事業補助金で 2 万 2,000 円をそれぞれ減額し、長期前受金戻入では集落排水分で 13 万円、浄化槽分で 2 万 3,000 円をそれぞれ減額するもので、収益的支出の補正に伴い、整理するものであります。

次に、42 ページになります。議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の歳入歳出決算を、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

本件につきましては、地方自治法第 233 条第 1 項の規定に基づき会計管理者から決算書の提出を受け、同条第 2 項の規定に基づき 8 月 8 日から 8 月 14 日までのうち 4 日間、本町監査委員の審査を受けておりますが、8 月 27 日に監査委員から決算審査意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により、令和 5 年度壮瞥町各会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

令和５年度各会計歳入歳出決算書及び令和５年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要に基づき、各会計ごとに申し上げます。執行成果概要を御覧いただきたいと思います。概要の５ページ、３の決算額の状況についてですが、一般会計につきましては歳入決算額 53 億 7,764 万 5,000 円、歳出決算額 52 億 8,168 万 6,000 円、差引き 9,595 万 9,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、翌年度への繰越し事業に必要な財源 2,752 万 8,000 円を控除した実質収支額は 6,843 万 1,000 円となります。

６ページの４の基金現在高の状況につきましては、前年度に比べ 475 万 7,000 円増の 21 億 9,231 万 5,000 円となります。基金現在高が増加した主な要因は、町民生活や地域経済に支障を来さない範囲で徹底した歳出削減を図るとともに、国庫補助金等の財源確保の取組の強化や普通交付税の追加交付などによるものであります。

５の地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 9 億 5,044 万 5,000 円増の 41 億 1,126 万 6,000 円となります。地方債現在高が増加した主な要因につきましては、新中間処理施設建設や壮瞥中学校建て替えの本格的な実施に伴う過疎対策事業債の発行額が大幅に増加したことなどによるものであります。

６の財政指標の状況につきましては、財政力指数が 0.189、経常収支比率が 81.9%、実質公債費比率が 8.7%となっております。

次に、１０ページの国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額 3 億 4,436 万 8,000 円、歳出決算額 3 億 3,921 万 3,000 円、差引き 515 万 5,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては 5,795 万 6,000 円となります。

次に、１１ページの後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額 5,428 万 1,000 円、歳出決算額 5,369 万 3,000 円、差引き 58 万 8,000 円が次年度へ繰越しとなります。

次に、１２ページの介護保険特別会計につきましては、歳入決算額 4 億 5,647 万 4,000 円、歳出決算額 4 億 2,000 万 9,000 円、差引き 3,646 万 5,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては 128 万 2,000 円となります。

次に、１３ページの簡易水道事業特別会計につきましては、歳入決算額 2 億 9,015 万円、歳出決算額 2 億 8,849 万 2,000 円、差引き 165 万 8,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 5,318 万 5,000 円増の 8 億 6,680 万 4,000 円となります。

次に、１４ページの集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額 2 億 1,133 万 5,000 円、歳出決算額 2 億 200 万 4,000 円、差引き 933 万 1,000 円が次年度へ繰越しとなります。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ 1,002 万 8,000 円減の 5 億 4,336 万 3,000 円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出をいただいております壮瞥町各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに別添配付しております令和５年度決算に係る主要事業一覧（主要施策の成果概要）につきましては後ほどご照覧ください。

ださい。

次に、議案書に戻りまして 73 ページになります。報告第 3 号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号に規定されている町が出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされております。それぞれの法人の事業年度が終了いたしましたので、関係書類を提出し、報告するものであります。

初めに、1 の有限会社オロフレリゾートになりますが、当該会社は平成 13 年 9 月 12 日に設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてオロフレスキー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。令和 5 年度の事業概要についてですが、新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行に伴い、オロフレほっとピアザ研修室の宿泊利用は 201 名と前年に比べ約 2 割増加するとともに、地域農業者の協力を得て行う農業体験や研修につきましては修学旅行で 6 校、106 名の受入れを行っております。また、近年のアウトドアブームに伴い、引き続き夏季の利用促進に力を注ぎ、キャンプ利用者は前年より約 1 割増え、932 名の利用がありました。次に、冬季のスキー場の営業についてですが、少雪によりオープンが予定より 13 日遅れ、年末年始に営業ができなかったことや 2 月には降雨があったことにより、リフトの輸送人員は 5 万 3,492 人で前年の 72%にとどまっております。また、リフト売上げは 548 万 6,000 円で、対前年比で 80%となり、大きく売上げを落とすことになりました。オープンの遅れにより町民スキー教室は中止となりましたが、町内外学校行事や伊達スキー連盟の講習会など幅広い利用客を対象にご利用いただき、また特別企画イベントも再開され、大きな事故もなく 67 日間の営業を無事終えることができたところであります。最終的な当期損失は 45 万 6,000 円となっております。なお、令和 6 年度の事業計画と予算につきましては後ほどご照覧ください。

次に、2 の有限会社壮瞥町リサイクルシステムについてですが、当該会社は堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年 2 月 8 日に設立されております。関係書類は 87 ページからになります。令和 5 年度の事業概要についてですが、堆肥の生産では計画量 2,500 立方メートルに対して 2,100 立方メートルで、計画比 84.0%、前年比では 101.0%となっております。次に、堆肥の製造に係る堆肥原料及び副資材の受入れでは計画量 2,090 トンに対して 1,908 トンで、計画比 91.3%、前年比では 102.3%となっております。また、販売量では、そうべつの恵が計画量 1,630 立方メートルに対して 979 立方メートルで、計画比 60.1%、前年比では 73.2%となっており、生ごみ堆肥のみんなのゆうきにつきましては計画には位置づけていないものの、40 立方メートルの販売実績となっております。令和 5 年度の販売金額の合計は、計画販売額 800 万

円に対して 669 万 6,000 円で、計画比 83.7%、前年比では 86.9%となっております。
委託料の収支では、契約額 2,286 万円に対して決算額 2,286 万円、執行率は 100.0%
となっております。最終的な当期純利益は 3 万 5,609 円となっております。なお、令
和 6 年度の事業計画や予算につきましては後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。よろしくご審議くださ
いますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9 月 6 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前 11 時 37 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第44号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第45号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 4 議案第46号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第47号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第49号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第50号 令和6年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第51号 令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第52号 令和6年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第53号 令和5年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 報告第 3号 出資法人の経営状況について
- 日程第13 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

○出席議員（９名）

1 番	山 本	勲 君	2 番	加 藤	正 志 君
3 番	長 内	伸 一 君	4 番	毛 利	爾 君
5 番	佐 藤	忖 君	6 番	湯 浅	祥 治 君
7 番	菊 地	敏 法 君	8 番	真 鍋	盛 男 君
9 番	森	太 郎 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	厂 原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
７番 菊地敏法君 ８番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第４４号

○議長（森 太郎君） 日程第２、議案第４４号 教育委員会委員の任命についてを
議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第４４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第４４号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

◎議案第４５号

○議長（森 太郎君） 日程第３、議案第４５号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰につ
いてを議題といたします。

質疑を受けます。

５番、佐藤 恣君。

○５番（佐藤 恣君） 何点かありますので、順次お伺いしたいと思います。

昨日の提案説明の中で８月６日開催の壮瞥町表彰審議会からの答申を受けてとの

ことでしたが、この表彰審議会の構成について、壮瞥町表彰条例第 10 条で委員会の設置を定め、委員は 7 名以内で学識経験を有するうちから町長が委嘱すると定めていますが、この学識経験を有する者をどのように理解し、委嘱しているか。この審議時点での委嘱している委員名について町民の皆さんは承知していないのではないかと思います。

また、委嘱期間は 2 年とすると第 11 条で定めていますが、現委員の委嘱年月、これはいつからかについても伺いたいと思います。

さらに、表彰条例の施行規則第 7 条で審議会会長、副会長の選任を定めていますが、現審議会の会長、副会長についても併せて伺います。

1 点目は以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず、学識経験者というのは、先ほどの 2 番目に入るかなのですが、今回メンバーが委員さん方が 7 名という形になっております。その中で、商工会の会長様、社会福祉協議会の会長様、農協の支所長様、文化協会の会長様、体育協会の会長様と、あと連合自治会の会長様と、あと壮瞥町女性団体連絡協議会の会長様ということで、そういう 7 名の方が町内で各団体においていろいろとご貢献なされて町内のことをよくご存知だということで、学識経験者ということでお願いしております。

あと、委嘱期間については後ほどご答弁させていただきます。

会長は、商工会の堀口会長様でございます。副会長が体育協会の船田会長でございます。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） その点は分かりました。

そこで、今回の功労者、功労被表彰者、また永年在住功労者の感謝状の贈呈については、条例に定める表彰年数、感謝状の対象者を事務担当課が取りまとめて表彰審議会に提案して、審議会で協議していると考えますけれども、町が提案する被表彰者の対象者については審議する余地のないものでないかと私は考えております。そこで、毎年表彰条例の第 3 条で定める功労、貢献表彰のみで、善行表彰というのもあるのですけれども、それについては皆無に等しいのでないかなと私は見ております。条例で審議会を設置する意義というのは、この善行賞をはじめ、年数の明記されていない賞の対象があるかどうかを審議会の委員の皆さんがいろいろと広い見地から提案してくるものと私は考えておりますけれども、8 月 6 日開催の審議会の席上で、善行賞についての発言というか、そういうものがあつたかどうか。

また、壮瞥町は条例や規則等で数多くの委員を委嘱していますが、この委嘱している委員を一覧表にして公表する考えはないかについても伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

善行賞につきましては、委員会の中では特に異論のほうはありませんでした。

委嘱の一覧につきましては、今後ちょっと検討して、場合によってはどういう形で出すかも検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 今後検討して、やはり町民の皆さんがこんな方々がいろいろな委員をされているのだなということを理解できるような方策をぜひ考えていただきたい。

そこで、私は4年度と5年度の2回、表彰式に参加する機会がありました。表彰式が終わり、記念写真撮影がありましたが、永年在住功労者の感謝状を受ける方は高齢者が多く、介助を受けての出席の方、また車椅子の方もあり、みんな並んで最後に記念写真撮影がありましたが、主催者が最前列の真ん中に、介助を受けてこの表彰式に参加した人などは端のほうに位置しているのが気になりました。学校教育においては入学式や卒業式で生徒、教師、父母で記念写真を撮影していますが、校長や担任が最前列の真ん中に位置しての写真を見たことはありません。表彰式の主役、これは誰かを考えることが必要でないかな、このような発言をさせていただきましたけれども、このことについて町長はどのように考え、改める考えがあるかについて最後に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 突然の提案ですので、今即答は避けたいと思っておりますけれども、主催者が真ん中にいることについて、特に異論というか、今まで疑問を持ったことがなくおりましたけれども、意見を拝聴させていただいたということで検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 質疑を受けます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第46号

○議長（森 太郎君） 日程第4、議案第46号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 私はこの条例の制定については異議がありませんけれども、関連してお伺いしたいと思います。

令和6年度12月2日から国民健康保険証とマイナンバーカードが一体化により保険証が廃止されることに伴い、今回現在の保険証の有効期限が一般的に来年の7月31日となっていると思います。そこで、マイナンバーカード未加入の方についての対応、またマイナンバーカード未加入の方の資格確認書の発行時期、またその有効期限についていつまでか、その対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

マイナンバーカード未加入者の対応ということなのですが、議員おっしゃるとおり、今現在の国民健康保険の被保険者証は来年の7月31日までとなっております。その後は保険証は発行されなくて、マイナンバーカード未加入の方につきましては資格確認書というものを送ることになっております。送る時期なのですが、現在の保険証が来年7月31日に切れるので、その前にマイナンバーカード未加入の方に対してこちらのほうから全員の方に資格確認書を送ることになっております。これは、申請とかではなくて、持っていない方全ての方にお送りするということとなっております。

また、その有効期限なのですが、制度上では4年とか5年とかというふうになっているのですが、北海道からの助言もありまして有効期限は1年くらいがいいのではないかと、一応自治体のほうで決めることにはなっているのですが、北海道からの助言がありまして1年程度、また更新、更新という形がいいのではないかと助言を受けていますので、一応有効期限は1年ということで発行したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2番、加藤正志君。

○2番（加藤正志君） 理解させていただきました。そこで、マイナンバーカードを健康保険証として利用する滞納者についてはどのような対応が考えられるか、その点について最後お伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

滞納者に対する対応ということなのですが、今マイナンバーカードを持って

おられて、それを保険証に使っている方は多くいらっしゃるのですけれども、もし滞納があった場合、これは住民福祉課だけでは決められないので、税務サイドとも調整、協議しながらということになるのですけれども、どこかの時点でこのまま保険税を納めなければ 10 割になりますという通知を出し、マイナンバーカードのほうでは町のほうで現在 3 割のものを 10 割にすることは機械的にできます。できますけれども、実際そういうふうにするかどうかは、いろんな個別ケースもありますし、納めていない方もいろんな事情があると思われるので、実際のところは税務とも相談ということになるのですけれども、個別の対応と、いきなりできるからといって 10 割にするということではなくて、事情を勘案しながら個別対応で、少しずつ払っていってもらったほうがいいのか、どうするかというのをその都度、その都度協議しながら決めていくことになるかなと、一律にどうするという事はちょっと今言えないのですけれども、個別の対応で対応していくことになるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 2 番、加藤正志君。

○2 番（加藤正志君） ちょっと足りない分をお伺いしたいのですけれども、この内容については、資格確認書とか、滞納者も含めてですけれども、そういったものに町民に対する説明という部分はどのような形で進めていこうとされているのか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今申し上げました被保険者証の対応ですとか、そういった制度につきましては、たくさんありますので、何回かにわたって広報のほうで町民の皆さんにお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 壮瞥町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（森 太郎君） 日程第 5、議案第 47 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（森 太郎君） 日程第 6、議案第 48 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5 番、佐藤 恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 確認ということで伺いたいと思います。

そうべつ温泉病院の伊達市への転居に伴い、地域医療確保のために久保内診療所設置に係る指定管理については異議はありません。行政報告にもありましたが、7 月 11 日に南久保内で開催された地域医療に関する説明会に私も参加者 15 名の中の一人として出席させていただきました。そして、直接病院から移転についての説明をいただいたところです。そこで、過去を振り返ってみたいと思うのですけれども、長い間滝之町で地域医療に携わった壮瞥診療所がありました。その診療所も医師のマルヤマトシオ先生の高齢による診療所の閉鎖に直面、平成 9 年に完成した保健センター内に関係医療機関の協力をいただき壮瞥診療所を開設、調剤薬局も診療所の近くに設置、開業するも、少ない診療日数のためか患者の皆さんは伊達市内の病院、医院に流れ、ま

た医師の手配もできなくなり、やむなく閉鎖することを私は体験しております。そのような心配を持って久保内の今後の診療所の運営について関心を持っている一人です。

そこで、この指定管理については異議ありません。そこで、指定の期間が6年12月1日からとありますけれども、医療開始、診療の開始は病院と協議していつからなっているか、これについてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

そうべつ温泉病院さんとの協議では、まず交雄会の伊達の新病院は11月1日からというふうになっておりまして、久保内診療所は一応12月1日以降ということで協議をしております。諸準備とかがありますので、伊達の新病院のほうが11月1日から診療開始して、大体1か月かそれぐらい後にというふうに打合せはさせてもらっていますけれども、今の時点でいついつからという具体的なところまではまだ至っていないです。一応12月1日以降ということで今は協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恣君。

○5番（佐藤 恣君） 12月は何日から診療を開始するかはまだ煮詰まっていないということで理解してよろしいのですね。そこで、先ほども私申し上げましたけれども、10月末で病院が閉鎖して、11月1か月、そして12月になっていつから始まるかが分からないと今までそうべつ温泉病院に通院していた方が伊達の病院のほうに行くことがやはり多くなるのではないかと、そんなことを心配するものですから、できるだけ診療しない期間を短くする努力、これを私は病院に働きかけていただきたい。そうしないと、せっかく診療所はできたけれども、そこに地域の方が通うのは期間が長くなればなるほど私は少なくなってくるのではないかな、そんな心配するものですから、そしてまた地域の皆さんはいつから診療開始するのだということはやはり最大の関心でないかと私は考えております。そのような意味で私はきちっと早急に病院と話し合っていたいただきたいな、そんなことを意見として持っているのですけれども、このことについての考えを伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

診療開始の時期についてなのですが、議員おっしゃるとおり、今はまだ決まっていはいないのですが、できるだけ早く診療ができるように交雄会さんのほうともちょっと調整をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（森 太郎君） 日程第 7、議案第 49 号 令和 6 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 2 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、一般 3 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、債務負担行為補正について。

5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 債務負担行為の補正について伺います。

先ほど議案でそうべつ温泉病院をお願いするということが決まりました。そこで、今回その債務負担行為の限度額として 1,834 万 4,000 円が提示されておりますが、いろいろと考えてみますと、この 6 年 12 月から 12 年 3 月までの期間ですが、これは月数にすると、5 年と 5 か月、すなわち 65 か月となります。この債務負担限度額の金額を 65 か月で割り返すと一月 28 万 2,200 円になりますが、診療所は今までの説明では病院の施設でなくて、医師の住宅を改造といいますか、医師の住宅で診療を開始するというので、多分それにもある程度のお金がかかるのでないかなって考えますけれ

ども、この1,834万4,000円の限度額の積算の根拠、これはどのようなことからこの数字が出てきたかについて伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回提案させてもらっている債務負担行為なのですが、久保内診療所業務委託料なのですが、これは実は医師、看護師、事務員の人件費を計上しております。ほかに、建物に係る消耗品ですとか、あといろいろな電気料とか、そういったものを直接町費で払いまして、ここでのせているのは指定管理委託料として医師、看護師、事務員の給与分、人件費分というのですか、を計上しております。それで、その人件費分の6年度から11年度までということで計上しております。年間345万1,000円、もうちょっと詳しく言いますと、6年度につきましては12月からですので108万3,200円、7年度から11年度までにつきましては年間345万1,200円ということで積算しまして、令和11年度までの6年間で1,834万円という計算にしております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和6年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（森 太郎君） 日程第8、議案第50号 令和6年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 令和 6 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（森 太郎君） 日程第 9、議案第 51 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、議案書 33 ページ、補正予算明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、条文及び実施計画、予定キャッシュフロー計算書、開始貸借対照表、予定貸借対照表について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 令和 6 年度壮瞥町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（森 太郎君） 日程第 10、議案第 52 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、議案書 41 ページ、補正予算明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

次に、条文及び実施計画、予定キャッシュフロー計算書、開始貸借対照表、予定貸借対照表について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 令和 6 年度壮瞥町集落排水事業会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（森 太郎君） 日程 11、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第 53 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果についてご報告いたします。委員長に長内伸一君、副委員長に毛利爾君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に長内伸一君、副委員長に毛利爾君を選任することに決しました。

◎報告第3号

○議長（森 太郎君） 日程第12、報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） 5番、佐藤です。2つの有限会社、オロフレリゾート、またリサイクルシステムの皆さんが誠心誠意この事業に努力されていることに私は感謝申し上げたいと思います。また、オロフレの場合は自然を相手にする事業展開ですので、ご苦労も多くあったのではないかな、そんなことを考えながら、リサイクルシステムに限って以下伺いたいと思います。

4年度、5年度ともに堆肥生産計画量に達していませんが、この生産量を過大に見ていたのか、それとも施設設備、人的配置などによるものか、その要因についてどのようにお考えになっているか、1点目。

それから、2点目として、堆肥生産に必要な畜ふんの搬入、これは1,472トンと報告されておりますけれども、この畜ふんは町内の畜産業者からの搬入と私は考えているのですけれども、この畜産業者の搬入している戸数は何戸あるのか。

それから、副資材の木質チップはどの地域から搬入して求め、そしてその量と価格、どの程度なのか、この点お分かりになれば伺いたいと思います。

そして、堆肥の生産量の計画が満たず、そのためと言ったら失礼ですが、販売額も減少しておりますが、もし生産量が計画どおりにできたとき、全ての堆肥を販売することは可能かについて、今までの経験からこのことについてどのようにお考えになるかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

まず、令和4年、令和5年度と生産量が計画量に達していないという部分でございますが、こちらについては過去に今回計画となっております生産量については達成している年度もございます。それで、近年につきましては達成していない状況にあります。それで、その要因といいますか、計画が過大かというところでございますが、やはり施設が老朽化している部分とか、あと車両も現在ホイールローダーが1台故障してまして、それを今購入して11月に納品される予定となっております。あと、作業面というか、天候等もございますのでなかなか一概には言えませんが、何とか車両の購入、あと作業の効率化等をして計画量を達成できるように取り進めていきたいと考えております。

それと、畜ふんにつきましては、町内農家4戸と町外から1戸、計5戸から畜ふんを入れていただいております。

あと、続きまして、チップのほうにつきましては千歳市の業者から購入しておりますが、量につきましては随時必要な量を購入はしておりますが、こちらについては発注ですぐに入るような状況にないようできて、そういった意味では計画的に事前に早めに発注をかけて進めていきたいと思っております。

それと、販売額というか、計画量に達したときに全て販売できるかというところのご質問だったかと思いますが、こちらについては令和6年度につきましてはちょっと今在庫が少ない状況にはございますが、何とか切らさずに対応しているところでございまして、まだまだ購入していただけるものと考えておりますので、計画量の堆肥ができた際には、PRも含めてにはなりますけれども、全て販売していけるのではないかと考えております。

答弁は以上になります。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤 恣君。

○5番（佐藤 恣君） ただいまの答弁、やはり施設の老朽化……

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。答弁漏れありまして申し訳ございませんでした。

チップの量なのですが、令和5年度につきましては120立方メートル程度です。それで、副資材費としては令和5年度120万程度になっております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5 番、佐藤恣君。

○5 番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思いますが、大変施設が完成してから年月がたって、施設も疲れているのではないかな。そして、今年度車両の購入によってある程度効率が図られるのではないかな、そんな期待を持っております。そこで、私もこの立香のリサイクルシステムで作っている堆肥をずっと毎年2立方メートル、それから今年度は3立方メートルを求めました。そして、菜園に使って、やはり効果があるという認識を持って次年度も活用したいなと考えている一人なのですけれども、そして年間に対して最低で4回、多い年で6回から7回施設に行って作業状況を見せてもらっております。そこで、作業状況などは見れば分かるのですけれども、予算書を見ると働いている人の給与の状況、また手当の状況などが示されておりますけれども、令和6年度予算書で見ている賃金は何人分なのか、そしてその勤務体制はどうなっているのか。それから、現在何名の方が働いていて、その給料が計上されておりますけれども、何人分の給料かについても伺いたと思います。また、手当の支給についても金額が示されておりますが、この支給の内容、年何回だとか、そういう形で支給されているのか。さらに、働いている方から賃金だとか給料についての要望、勤務内容の改善等についての声が上がってきているのか、そんなことを考えて、私はここで働いている人たちの処遇改善といいますか、そんなことも、予算書では少しずつ上がっておりますけれども、考える必要あるのではないかなという立場で、今現状を把握したいので質問しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（篠原賢司君） ご答弁申し上げます。

こちら勤務体制につきましては、正社員1名、あとアルバイト社員1名、パート社員1名の合計3名になっております。それと、令和6年度の予算になりますが、人件費としまして正社員2名分の給料と、あと事務パートの1名分の賃金、それから正社員分の家族手当であるとか通勤手当、時間外手当等を予算で見えております。

それで、勤めている方々からの給与の関係のお話ということでございますが、その辺は以前あったように思っております。それで、その辺は町も含めて協議してその辺の処遇改善のほうはしてきておりますが、今後も社員の方といろいろな情報を共有して引き続き改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎意見案第2号

○議長（森 太郎君） 日程第13、意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えていることから、これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠であり、加えて積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然と厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対す中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であることから、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

1、賃金水準の上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、

積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

５、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

６、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

７、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上について、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第２号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

○議長（森 太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１０時５９分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４５号の保留答弁

○議長（森 太郎君） 先ほどの佐藤議員の質問に後刻答弁する件について総務課長

から答弁いたします。

総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） 先ほど佐藤議員からご質問のありました表彰審議会の委嘱期間についてにお答えいたします。

委嘱期間につきましては、令和４年８月２４日から令和６年の８月２３日までであります。なお、６年の８月２４日から８年の８月２３日まで引き続き委嘱しております。

以上でございます。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により９月７日から９月１１日までの５日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、９月７日から９月１１日までの５日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

９月１２日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前１１時０１分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和6年9月12日（木曜日） 午後 2時15分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第53号 令和5年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 報告第 4号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等について

日程第 4 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1番	山本	勲	君	2番	加藤	正志	君
3番	長内	伸一	君	4番	毛利	爾	君
5番	佐藤	忖	君	6番	湯浅	祥治	君
7番	菊地	敏法	君	8番	真鍋	盛男	君
9番	森	太郎	君				

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也	君
副町長	厂原收	君
教育長	谷坂常年	君
会計管理者兼		
	石塚季男	君
税務会計課長		
総務課長（兼）	土門秀樹	君
企画財政課長	上名正樹	君
企画財政課参事	市田喜芳	君
住民福祉課長	阿部正一	君
産業振興課長	篠原賢司	君
商工観光課長	三松靖志	君
建設課長	澤井智明	君
生涯学習課長	河野圭	君
選管書記長（兼）	土門秀樹	君
農委事務局長	齋藤誠士	君
監委事務局長（兼）	小林一也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也	君
------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
（午後 2 時 1 5 分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
1 番 山本 勲君 2 番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第 53 号

○議長（森 太郎君） 日程第 2、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第 53 号については、9 月 6 日の本定例会において決算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

3 番、長内伸一君。

○決算審査特別委員会委員長（長内伸一君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和 6 年 9 月 6 日開催の第 3 回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9 月 9 日から 12 日までの 3 日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第 53 号を審査するための特別委員会を次のとおり開催しました。総務、経済常任委員会の 2 分科会による書類等の審査を 9 月 9 日から 10 日までの 2 日間、議案審議を 9 月 12 日の 1 日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中での疑問点、問題点等につ

いて質疑の中で理事者及び担当課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審議の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上で決算審査特別委員会に付託されました議案第 53 号 令和 5 年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、長内伸一。

以上、報告を終わります。

○議長（森 太郎君） 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 53 号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものであります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 53 号について決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第 4 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 収君） 令和 6 年第 3 回定例会に追加提出いたします議件は、報告第 4 号の 1 件であります。

その内容についてご説明いたします。報告第 4 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき議会への報告が義務づけられております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの財政健全化の指標及び公営企業に係る資金不足比率につきまして、同法第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。実質赤字比率は一般会計の赤字を示す指標であり、連結実質赤字比率は町の全ての会計の赤字を示す指標であります。それぞれ赤字は生じておりません。実質公債費比率は公債費の大きさを示す指標で、８．７％となっております。将来負担比率は翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標ですが、算定結果はゼロ以下となっております。

なお、令和５年度財政健全化審査意見書になりますが、こちらは１０２ページの２の審査結果にあります（１）の総合意見では健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとされており、（２）の個別意見につきましてもそれぞれ良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

次に、資金不足比率についてですが、資金不足比率は経営状況の悪化の度合いを示す指標ですが、各会計において資金不足は生じておりません。

なお、令和５年度簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書及び令和５年度集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書になりますが、ともに２の審査の結果にあります（１）の総合意見では資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められるとされており、（２）の個別意見につきましても良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

なお、報告第４号の表中に早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準の指標を記載しておりますので、こちらは参考としていただければと思います。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第４号を終結いたします。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第４、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和6年壮瞥町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時25分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員